

「田原本中学校及び北中学校給食施設等建設に伴う厨房機器等の購入」仕様書

1. 概 要

本仕様書は、田原本中学校及び北中学校給食施設等建設に伴う厨房機器等の購入に関する納入、据置、試運転調整、立会い等に関する仕様を定めるものとする。

2. 購入機器等

- (1) 対象となる厨房機器等は、別紙「厨房機器仕様表」に記載のものとする。
機器等の配置については、別紙の「厨房機器配置図」を参照すること。
- (2) 「厨房機器仕様表」に記載の各機器の品番は参考品番であり、作製にあたっては別紙「共通板金仕様書」にも従うこと。
- (3) 厨房機器等の納入にあたっては、仕様表の名称、数量に基づき、寸法、数値、機器仕様、能力等が同等品または同等品以上のものを納入すること。
仕様表の型番以外のものを同等品として採用する場合は、平成 30 年 11 月 12 日(月) 17:00までにカタログ、同等品規格確認票を提出して、教育総務課の承認を得ること。
※ 入札参加資格を得た者に限り、申請を認める。
(問い合わせ先まで持参、FAX 又は郵送すること。締切厳守のこと。)

3. 納入場所

田原本町 3 3 番地 他 1 地内

田原本中学校	田原本町 33 番地
北中学校	田原本町大字鍵 71 番地

4. 納入期限

平成 31 年 7 月 31 日 (水)

- ※ 納入場所において給食棟等の建築工事を予定しているため、実際の納入に関しては、町職員その他関係社と協議の上、日程等を調整するものとする。
- ※ 据付後、試運転調整を行い、機器等が稼働できる状態にするものとする。

5. 一般事項

- (1) 厨房機器は、HACCP の概念をとり入れたドライシステム厨房の対応がなされた機器であること。
- (2) 文部科学省の学校給食衛生管理基準、厚生労働省の衛生基準を満たし、労働安全衛生の面でも充分配慮された機器とすること。
- (3) 稼働後の維持管理がしやすいよう充分考慮された機器とすること。
- (4) その他関係法令に適合した機器とすること。

6. 厨房機器等の納入、据付に関する事項

- (1) 契約締結後、すみやかに厨房機器等の納入、据付に関する詳細な施工図を作成のうえ、本町に提出すること。
- (2) 契約締結後、建設工事の請負業者・及び施工管理者と綿密な打合せを行い、円滑な工事の進捗を図ること。（工事区分表を参照。）
- (3) 厨房機器等の搬入の際は、床・壁等を痛めないよう納入者側で養生を行うこと。
- (4) 配管・配線等の設備接続の必要な機器は、別途工事施工業者とよく調整をはかること。
- (5) 配管配線の立上げ位置について、別途施工業者と協議し、厨房機器等を据付する際に不具合が生じないように確認を行うこと。
- (6) 据付完了後、燃焼機器高さ 1.5m 以上の機器については、作業性が失われることのない範囲で耐震固定や転倒防止策を施すこと。
- (7) 機器等の残材、梱包類等は、納入業者において処分を行うものとする。
- (8) 納入機器には、本町が指定する事項（厨房機器名、納入日、納入業者名、連絡先等）を記載したラベルを添付すること。
- (9) その他、本仕様書に記載されていない事項で、構造上並びに機能上、当然に必要なことは、本町に確認したうえで、納入者の責任において施工すること。

7. 試運転調整

- (1) 2 次側配管配線終了後、点検のうえ試運転調整を行うこと。
- (2) 試運転調整の日時や方法については、本町と協議のうえ決定すること。
- (3) 試運転調整の際、故障・異常・製品のキズ等の不具合がある場合は、納入者がすみやかに対応すること。

8. 検査

- (1) 機器等納入後、本町立会のもと検査をうけ、下記の完成図書を製本のうえ 2 部提出すること。
 - ① 搬入作業写真
 - ② 試運転調整報告書
 - ③ 完成写真
 - ④ 取扱説明書
 - ⑤ 完成届
 - ⑥ 保証書(各機器の保証書)
- (2) 製本にあたっては提出書類を別途、PDF 化し CD 又は DVD で 2 部提出すること。

9. 取扱説明、操作指導

- (1) 試運転終了後、引き渡し日までの適当な時期に取扱説明を行うこと。

- (2) 引き渡し後も、機器等の稼働ができるまで、発注者の求めがあれば一定期間立会いのうえ操作指導、取扱説明を行うこと。
- (3) 操作指導、説明にあたっては、ドライシステムにおける運営方法を調理員に十分に説明・指導すること。
- (4) 取扱説明日、操作指導に係る立会の期間及び期日については、別途、本町と協議するものとする。
- (5) 事故発生時、緊急対応が必要な場合に対応可能な体制が整備されていること。
- (6) この物品を納入後、アフターサービス・メンテナンスを本町の求めに応じて迅速に対応できる者であること。(契約時に様式1「アフターサービス・メンテナンス体制確約書」を提出することができる者であること。)

10. 保証

- (1) 保証期間は、引き渡し日から1年間とする。ただし、メーカー保証がそれ以上の期間である場合はそちらを優先する。
- (2) 定期的な保守点検を必要とする機器については、施設の供用開始から平成32年8月31日まで受注業者の負担により保守点検を行うこと。
(稼働開始：平成31年9月)
- (3) 万一、機器の能力、材料・製造及び据付の不備、製品不良、工作上的粗雑等の原因で所定の性能を発揮できない場合は、(1)の保証期間を超える期間においても受注業者の負担において点検整備、その修理または交換を行うこと。

11. 秘密の保持

本業務の履行にあたり、知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。また、この契約が終了した後も同様とする。

12. その他

その他、本仕様書に記載していない事項、または疑義が生じた事項については、別途協議するものとする。

〈関係書類〉

本仕様書に関係する書類は以下のとおりである。

- 厨房機器仕様表
- 厨房機器配置図
- 厨房機器リスト
- 工事区分表
- 共通板金仕様書